

# つくばスマートシティ協議会規約

(令和元年6月27日制定)

(令和2年6月17日改正)

(令和3年2月10日改正)

(令和3年4月1日改正)

(令和4年7月15日改正)

(令和5年3月16日改正)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、筑波研究学園都市の都市基盤と科学技術イノベーションに対する市民の高い理解をSociety 5.0の実装フィールドとし、つくば地域の課題解決と都市機能の向上に資するため、デジタル・ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて形成する「つくばスマートシティ」の実現を目指す。民間活力を活かし、研究学園都市に集積する教育・研究機関の活動とも連動することで、つくばの競争力を高め、そこから新たな成長産業を創出する好循環を生み出し、便利で快適な人中心の未来都市モデルを構築する。これにより世界有数の筑波研究学園都市を擁するつくば市及び茨城県全体の持続的発展に寄与することを目的とする。

(所掌)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スマートシティの構築に関すること
- (2) つくばスーパーサイエンスシティ構想の推進に関すること
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、前条の事業に関して、多角的に方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。

- 2 協議会に理事会を設置する。
- 3 理事会は、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要に応じて外部識者等を参加させることができる。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、教育・研究機関、地方公共団体、その他の

団体とする。

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

(年会費)

第7条 会員は、年会費を納入する義務を負う。ただし、国、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。）及び独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、年会費の額と同額以上の負担金を協議会に納入したときは、年会費を納入したものとみなす。

3 年会費の額は、300,000円とする。ただし、次の各号に掲げる会員の年会費の額は、100,000円とする。

(1) 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者

(2) 法人税法（昭和四十年法律第二十八号）第2条第6号に規定する公益法人等

(3) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等

(4) 法人税法第2条第8号で規定する人格のない社団等

(5) 法人税法第2条第9号に規定する普通法人（通算法人を除く。）のうち、各事業年度終了の時に  
おいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの

4 事業年度の中途に入会した当該事業年度の年会費は、年会費に入会承認があった日の属する月の翌月から起算した月数を乗じ、12で除して得た額とする。（端数がある場合は、十の位を四捨五入した額とする。）

5 会員は、協議会が発行する請求書により、請求書に定められた日までに年会費を一括納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、様式第2号の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この規約及び第25条第1項第2号に規定する規則その他の規程に違反したとき

(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条に定める事由のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の年会費の支払い義務が6月以上履行されなかったとき

(2) 当該会員が解散したとき

### 第3章 会長及び参与

#### (会長)

第11条 協議会に会長を置く。

2 会長は、つくば市長の職にある者をもって充てる。

#### (会長の職務)

第12条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

#### (参与)

第13条 協議会に参与1名を置く。

2 参与は、筑波大学長の職にある者をもって充てる。

#### (参与の職務)

第14条 参与は、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

### 第4章 理事及び監事

#### (理事及び監事)

第15条 協議会に、次のとおり理事及び監事を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

3 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。

#### (理事及び監事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 監事は、会務及び会計を監査し、監査報告を作成する。

#### (理事及び監事の任期)

第17条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者及び在任理事の任期の満了する時までとする。

3 補欠又は増員として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、前条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任（解任及び資格の喪失を除く。）した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (理事及び監事の解任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

い。

- (1) 心身故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったと認められるとき

## 第5章 総会

### (開催)

第19条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は必要がある場合に随時開催する。
- 3 総会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認めるとき、又は軽微な事案の場合には、書面により総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (召集)

第20条 総会は、理事会の決議に基づき会長が召集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会召集の請求をすることができる。

### (権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 規約の改正
- (4) 毎事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 解散
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他この規約に定める事項

### (決議)

第22条 総会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 規約の改正
  - (4) 解散
- 3 第19条第3項の規定により書面により総会を開催した場合は、書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

## 第6章 理事会

### (開催)

第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が召集したとき
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が召集したとき
- 2 理事会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認めるとき、又は軽微な事案の場合には、書面により理事会を開催することができる。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (召集)

第24条 理事会は、理事長が召集する。ただし、前条第1項第3号により理事が召集する場合及び同項第5号により監事が召集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知を発しなければならない。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則その他規程の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 協議会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長の選任及び解任
  - (6) 分科会の設置及び改廃並びに進捗管理に関する事項
  - (7) 分野間連携の方策検討に関する事項
  - (8) その他理事会で決議するものとしてこの規約で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受
  - (2) 重要な使用人の選任及び解任

### (決議)

第26条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 第23条第2項の規定により書面により理事会を開催した場合、書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

## 第7章 分科会

### (分科会)

第27条 分科会は、当該分科会の対象分野に関して必要な知識又は経験等を有する会員によって構成する。

2 分科会のリーダーは、分科会を構成する会員の互選により選出する。

3 分科会は、分科会のリーダーが招集し主宰する。

4 分科会は、第3条の事業の執行に関して、当該分科会の対象分野における事業計画案を検討し、理事会へ報告するものとする。

5 リーダーは、分科会に必要なに応じて外部有識者に出席を求めることができる。

## 第8章 会計

### (事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (経費)

第29条 協議会の経費は、年会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、総会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

### (事業計画及び収支予算)

第30条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時総会開催日までの予算は、理事会の決議により執行することができる。ただし、当該予算については、同項の収支予算に含め、定時総会の承認を得るものとする。

## 第9章 規約の変更、解散及び清算

### (規約の変更)

第31条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第32条 協議会は、総会の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第33条 協議会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、つくば市に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第34条 協議会の事務を処理するため、つくば市政策イノベーション部内に事務局を置く。

- 2 事務局は、原則としてつくば市の職員をもって構成する。
- 3 事務局は、事務局長、次長、次長補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、会長が任免する。

## 第11章 その他

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (令和元年6月17日制定)

- 1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の監事の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。

附 則 (令和2年6月17日改正)

この規約は、令和2年6月17日から施行する。

附 則 (令和3年2月10日改正)

この規約は、令和3年2月10日から施行する

附 則 (令和3年4月1日改正)

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月15日改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年7月15日から施行する。ただし、第7条及び第10条第1号の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(分科会に関する経過措置)

- 2 この規約による改正前の規約第4条第3項の規定により設置された分科会は、この規約の施行の日において、この規約による改正後の規約第4条第3項の規定により設置されたものとみなす。  
(理事長の職務の代行)

3 理事長が選任されるまでの間、第23条第3項に規定する理事会の議長及び第24条に規定する理事会の招集の職務は、会長が行うものとする。

附 則（令和5年3月16日改正）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。